

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○ 高圧ガス保安法施行令 (平成九年政令第二十号) (抄)	1
○ 高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) ※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律 (令和四年法律第七十四号) による改正後	1
(抄)	4
○ 道路運送車両法 (昭和二十六年法律第八十五号) (抄)	8
○ ガス事業法施行令 (昭和二十九年政令第六十八号) (抄)	10
○ ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号) ※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律による改正後 (抄)	11
○ 電気事業法施行令 (昭和四十年政令第二百六号) (抄)	12
○ 電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号) ※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律による改正後 (抄)	13
○ 危険物の規制に関する政令 (昭和三十四年政令第三百六号) (抄)	13
○ 消防法 (昭和二十三年法律第八十六号) (抄)	14
○ 登録免許税法施行令 (昭和四十二年政令第四百四十六号) (抄)	14
○ 登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) ※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律による改正後 (抄)	15
○ 労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号) (抄)	17
○ 労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) (抄)	19
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令 (昭和五十一年政令第二百二十九号) (抄)	20
○ 石油コンビナート等災害防止法 (昭和五十年法律第八十四号) ※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律による改正後 (抄)	21
○ 石油石炭税法施行令 (昭和五十三年政令第三百三十二号) (抄)	21
○ 石油石炭税法 (昭和五十三年法律第二十五号) (抄)	22
○ 高圧ガス保安法関係手数料令 (平成九年政令第二十一号) (抄)	22
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成十二年政令第十六号) (抄)	22
○ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (抄)	23

○高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）（抄）

（適用除外）

第二条（略）

2 法第三条第一項第六号の政令で定める電気工作物は、発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動しゃ断器であつて、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するものとする。

3 法第三条第一項第八号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。

一（略）

第四条 法第五条第一項第二号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号及び同条第二項第二号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	法第五条第一項第二号の政令で定める値	法第五条第二項第二号の政令で定める値
一（略）	（略）	（略）
二 フルオロカーボン（第二条第三項第四号の経済産業省令で定める可燃性の基準に合するものを除く。）及びアンモニア	（略）	（略）

（完成検査等に係る認定の有効期間）

第十条 法第三十九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。ただし、法第二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を申請した者が、検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める場合は、七年とする。

（都道府県又は指定都市が処理する事務）

第十八条 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務であつて、その完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を一の都道府県の区域内のみにお

いて行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一 (略)

二 指定輸入検査機関に関する法第二十二條第一項第一号、法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十二、第五十八條の二十三第一項及び第三項、第五十八條の二十四、第五十八條の二十七、第五十八條の二十九並びに第五十八條の三十、法第六十一條第二項、第六十二條第二項並びに第七十四條の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二に規定する事務

三 指定保安検査機関に関する法第三十五條第一項第一号、法第五十八條の三十の三第二項において準用する法第五十八條の二十二、第五十八條の二十三第一項及び第三項、第五十八條の二十四、第五十八條の二十七、第五十八條の二十九並びに第五十八條の三十、法第六十一條第二項、第六十二條第二項並びに第七十四條の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二に規定する事務

2 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。

一・二 (略)

三 内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十四條第一項(同項の指定に係る部分を除く。)、第四十五條第一項及び第二項、第四十八條第五項、第五十四條第一項及び第二項並びに第五十六條第一項及び第二項に規定する事務(鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。)

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ (略)

四・五 (略)

六 内容積五百リットル以下の容器に装置する附属品に関する法第四十九條の二第一項、第四十九條の三第一項並びに法第五十六條第四項において準用する同条第一項及び第二項に規定する事務(鉄道車両に固定する容器に装置する附属品に係るものを除く。) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ (略)

七・八 (略)

3・4 (略)

(権限の委任)

第十九條 次に掲げる経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長が行う。ただし、法第四十九條の十七、第四十九條の二十九、第四十九條の三十、第五十六條の六の十八、法第五十八條の三十一第二項及び第五十八條の三十二第二項において準用する法第五十八條の三十、法第六十一條第一項及び第二項、第六十二條第一項及び第二項並びに第七十四條の二第一項第二号の三及び第五号の規定による権限にあっては、経済産業大

臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 内容積が五百リットルを超える容器に関する法第四十一条第二項の規定による権限

二 (略)

三 その容器検査の業務を当該産業保安監督部の区域内のみにおいて行う指定容器検査機関に関する法第四十四条第一項(同項の指定に係る部分に限る。)、法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十、法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の第二項第一号、第三号、第五号及び第五号の二の規定による権限

四 内容積が五百リットルを超える容器及び内容積五百リットル以下の鉄道車両に固定する容器に装置する附属品に関する法第四十九条の第二項、第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定による権限

五 (略)

六 その特定設備検査の業務を当該産業保安監督部の区域内のみにおいて行う指定特定設備検査機関に関する法第五十六条の三第一項(同項の指定に係る部分に限る。)、法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十、法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の第二項第一号、第三号、第五号及び第五号の二の規定による権限

七 法第五十六条の六の二第一項及び第四項、第五十六条の六の四第二項、第五十六条の六の七、第五十六条の六の八第一項、第五十六条の六の九、第五十六条の六の十一、第五十六条の六の十二、第五十六条の六の十四第一項、法第五十六条の六の十五第二項において準用する法第五十六条の六、法第五十六条の六の十六、第五十六条の六の十八から第五十六条の六の二十一まで、第六十一条第一項並びに第六十二条第一項の規定による権限であつて、特定設備を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置されている特定設備製造業者に関するもの

八 (略)

2 次に掲げる経済産業大臣の権限であつて、その完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するもの(二以上の都道府県の区域にわたつて完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するものに限る。)は、当該区域を管轄する産業保安監督部長が行う。ただし、法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定による権限にあつては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 指定輸入検査機関に関する法第二十二條第一項第一号、法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十二、第五十八條の二十三第一項及び第三項、第五十八條の二十四、第五十八條の二十七、第五十八條の二十九並びに第五十八條の三十、法第六十一條第二項、第六十二條第二項並びに第七十四條の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二の規定による権限

三 指定保安検査機関に関する法第三十五條第一項第一号、法第五十八條の三十の三第二項において準用する法第五十八條の二十二、第五十八條の二十三第一項及び第三項、第五十八條の二十四、第五十八條の二十七、第五十八條の二十九並びに第五十八條の三十、法第六十一條第二項、第六十二條第二項並びに第七十四條の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二の規定による権限

3 (略)

○高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）による改正後（抄）  
（適用除外）

第三條 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。

一 一 四 (略)

五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二條第五項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）

の装置（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

六 一 九 (略)

2 (略)

(完成検査)

第二十條 (略)

2 (略)

3 第十四條第一項又は前條第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八條第一号又は第十六條第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定完成検査実施者」という。）が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

4・5 (略)

第三十五条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

2・4 (略)

(定期自主検査)

第三十五条の二 第一種製造者、第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を使用する第二種製造者若しくは第二種製造者であつて一日に製造する高圧ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量（第五条第二項第二号に規定する者にあつては、一日の冷凍能力が経済産業省令で定める値）以上である者又は特定高圧ガス消費者は、製造又は消費のための施設であつて経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(認定の更新)

第三十九条の八 第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2・3 (略)

(認定)

第三十九条の十三 第一種製造者は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の許可に係る事業所ごとに、高度な保安を確保することができる旨の経済産業大臣の認定（以下この章において単に「認定」という。）を受けることができる。

(認定の更新)

第三十九条の十七 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を

失う。

2 (略)

(製造のための施設等の変更の特例)

第三十九条の二十一 認定高度保安実施者は、第十四条第一項に規定する変更の工事又は製造の方法の変更(経済産業省令で定める重要なものを除く。)をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該変更の工事(同項ただし書に規定する軽微なものを除く。)の完成後又は当該製造の方法の変更(経済産業省令で定める軽微なものを除く。)後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2・3 (略)

(完成検査の特例)

第三十九条の二十二 認定高度保安実施者は、特定変更工事を完成したときは、第二十条第三項の規定にかかわらず、製造のための施設につき、同項の都道府県知事が行う完成検査を受けることを要しない。この場合においては、当該施設について、経済産業省令で定めるところにより、自ら完成検査を行い、第八条第一号の技術上の基準に適合していることを確認した後でなければ、これを使用してはならない。

2 (略)

(保安検査等の特例)

第三十九条の二十七 認定高度保安実施者は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、特定施設について、同項の都道府県知事が行う保安検査を受けることを要しない。この場合においては、当該特定施設が第八条第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて、経済産業省令で定めるところにより、自ら保安検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 (略)

(自動車の装置内の容器等であつたものの取扱い)

第四十九条の四の二 第三条第一項第五号に規定する装置(以下この条及び第五十六条第五項において「自動車の装置」という。)内の容器及びその附属品(経済産業省令で定めるものに限る。第五十六条第五項において同じ。)であつて、この法律に基づく次の各号に掲げる検査に相当するものとして政令で定める検査によりその基準に適合するとされたものである旨の表示がされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなくなつた場合には、第四十四条第一項、第四十六条第一項第一号、第四十八条第一項第一号、第三号及び第五号並びに第四項、第四十九条の二第一項並びに第五十四条第二項後段の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、当該検査をそれぞれ次の各号に掲げる検査とみなし、当該表示をそれぞれ次の各号に定める刻印とみなす。

- 一 容器検査 第四十五条第一項の刻印
- 二 容器再検査 第四十九条第三項の刻印
- 三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印
- 四 附属品再検査 前条第三項の刻印

(くず化その他の処分)

第五十六条 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかつた容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることがができる。

2 協会又は指定容器検査機関は、その行う容器検査に合格しなかつた容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 (略)

4 前三項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「これに」とあるのは「その装置される容器に」と、「第四十四条第四項」とあるのは「第四十九条の二第四項」と、前項中「について三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等がされなかつたとき」とあるのは「について」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第三項の規定は自動車の装置内の容器であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたものうち第四十九条の四の二に規定する表示がされていないものについて、前項の規定は自動車の装置内の容器の附属品であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたもののうち当該表示がされていないものについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

6 (略)

(手数料)

第七十三条 次に掲げる者（経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

一〇二十一 (略)

2 (略)

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

6～9（略）

（自動車の種別）

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

（自動車の装置）

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 原動機及び動力伝達装置

二～五（略）

六 燃料装置及び電気装置

七～二十一（略）

2（略）

（自動車の検査及び自動車検査証）

第五十八条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2・3（略）

（新規検査）

第五十九条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は次条第一項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

2～4 (略)

(継続検査)

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2～5 (略)

(臨時検査)

第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

2～7 (略)

(自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない。

4 (略)

(予備検査)

第七十一条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の所有者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う予備検査を受けることができる。

2～9 (略)

○ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）（抄）

（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第二条 ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第十九条第四項及び第五項において同じ。）は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

2・3 （略）

（ガス事業法の準用）

第七条 法第百五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二項並びに第三十二条（第六項を除く。）の規定は、準用事業者（法第百五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十七条第六項及び第十九条第四項において同じ。）に準用する。

2・3 （略）

（ガスの使用制限等）

第八条 法第百六条の三第一項の規定により使用するガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等（同項に規定するガス小売事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が供給するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が五十万立方メートル以上である小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。次項及び第十七条第二項において同じ。）を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する者について行うものでなければならない。

2 （略）

（報告の徴収）

第十七条 法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 消費機器（法第百五十九条第一項に規定する消費機器をいう。第十九条第三項及び第四項において同じ。）の調査に関する業務の運営に関する事項

2・3 （略）

(経済産業大臣が指示をすることができる事務)

第二十条 法第九十一条の政令で定める事務は、第十八条第一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務とする。

別表第一(第十三条関係)

(略)

別表第二(第十四条、第十五条関係)

(略)

○ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) ※高压ガス保安法等の一部を改正する法律による改正後(抄)

(認定の更新)

第三十四条の五 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

## 2 (略)

(準用)

第七十一条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者(第七十条の二において「認定高度保安実施一般ガス導管事業者」という。)について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と、第三十四条の四第二項、第三十四条の七及び第三十四条の八第二項中「ガス小売事業者」とあるのは「一般ガス導管事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「第七十一条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「第七十一条の三に規定する認定高度保安実施一般ガス導管事業者」と、同項第三号中「第二十一条第二項」とあるのは「第六十一条第二項」と、同条第二項中「第十条第一項」とあるのは「第四十五条第一項又は第二項」と、「第三条」とあるのは「第三十五条」と、「登録」とあるのは「許可」と、第三十四条の九中「第二十四条第一項及び第二項」とあるのは「第六十四条第一項及び第二項」と、第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは「第六十五条第一項」と、第三十四条の十一及び第三十四条の十二第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第六十八条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第六十九条第一項」と、第三十四条の十三中「第三十四条」とあるのは「第七十一条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十四条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者（第七十条の二において「認定高度保安実施特定ガス導管事業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「第七十三条第一項」と、「ガス小売事業者」とあるのは「特定ガス導管事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「第八十四条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「第八十四条の三」に規定する認定高度保安実施特定ガス導管事業者」と、同項第三号中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十一条第二項」と、第三十四条の九中「第二十四条第一項及び第二項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十四条第一項及び第二項」と、第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十五条第一項」と、第三十四条の十一及び第三十四条の十二第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十八条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第七十一条」と読み替えるものとする。

（準用）

第四百条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者（第七十条の二において「認定高度保安実施ガス製造事業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「第八十七条第一項」と、「ガス小売事業者」とあるのは「ガス製造事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「第三百零二条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「第四百条の三」に規定する認定高度保安実施ガス製造事業者」と、同項第三号中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十六条第二項」と、第三十四条の九中「第二十四条第一項及び第二項」とあるのは「第九十七条第一項及び第二項」と、第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは「第九十八条第一項」と、第三十四条の十一及び第三十四条の十二第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第一百零一条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第一百零二条第一項」と、第三十四条の十三中「第三十四条」とあるのは「第四百条」と読み替えるものとする。

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）

（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第二条 小売電気事業者等（法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第四十五条第二項第一号において同じ。）は、

法第二条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

2・3 (略)

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）※高压ガス保安法等の一部を改正する法律による改正後（抄）

（認定の更新）

第五十五条の六 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

○危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）

（屋外タンク貯蔵所の基準）

第十一条 屋外タンク貯蔵所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜三の三 (略)

四 屋外貯蔵タンクは、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクにあつては、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板で、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクにあつては、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める規格に適合する鋼板その他の材料又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で十分間行う水圧試験（高压ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける高压ガスの製造のための施設、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験）において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物の屋外貯蔵タンクにあつては、この限りでない。

四の二〜十七 (略)

257 (略)

(地下タンク貯蔵所の基準)

第十三条 地下タンク貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 地下貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては七十キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で、それぞれ十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法別表第二二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験。第十五条第一項第二号において同じ。）において、漏れ、又は変形しないものであること。

七 十四 (略)

254 (略)

○消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）

第十条 (略)

②・③ (略)

④ 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）（抄）

(容器検査所の登録で課税するものの範囲)

第十七条 法別表第一第百二号(三)に規定する政令で定める登録は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十九条第一項（容器再検査）の登録で、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八条第二項（都道府県又は指定都市が処理する事務）の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市の長が行うこととされる事務（同令第十八条第二項第五号に係るものに限る。）に係るもの以外のもとする。

(免許等の範囲)

第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)口、(六)口若しくは(三)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第八十七号の二、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(五)を除く。)、第一百二号(三)を除く。)、第一百三号、第一百四号(一)、第一百四号(二)、第一百四号(三)から(九)まで、第一百八号から第一百十二号まで、第一百七号の二、第二百十号、第二百十一号、第二百二十三号から第二百二十六号まで、第二百二十八号から第三百三十五号まで又は第三百三十七号から第四百十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明(同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第十六条第六号(職権による登録)の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権の設定の登録に限る。)とする。

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)※高压ガス保安法等の一部を改正する法律による改正後(抄)

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

(免許等の場合の納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等」という。)につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類に貼り付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 (略)

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇百 (略)		

<p>百一 ガス小売事業の登録、旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更の許可、認定高度保安実施ガス小売事業者の認定、一般ガス導管事業の許可若しくはガスの供給区域の変更の許可、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者若しくは認定高度保安実施ガス製造事業者の認定又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録</p>		
<p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) ガス事業法第三十四条の二(認定)の認定高度保安実施ガス小売事業者の認定(更新の認定を除く。)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) ガス事業法第七十一条の二(認定)の認定高度保安実施一般ガス導管事業者の認定(更新の認定を除く。)</p> <p>(七) ガス事業法第八十四条の二(認定)の認定高度保安実施特定ガス導管事業者の認定(更新の認定を除く。)</p> <p>(八) ガス事業法第一百四条の二(認定)の認定高度保安実施ガス製造事業者の認定(更新の認定を除く。)</p> <p>(九)・(十) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき九万円</p> <p>(略)</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>(略)</p>
<p>百二 高压ガスの製造等に係る認定完成検査実施者、認定保安検査実施者若しくは認定高度保安実施者の認定、容器検査所、登録容器等製造業者若しくは外国登録容器等製造業者の登録又は登録特定設備製造業者若しくは外国登録特定設備製造業者の登録</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 高压ガス保安法第三十九条の十三(認定)の認定高度保安実施者の認定(更新の認定を除く。)</p> <p>(四)～(八) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>認定件数</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき九万円</p> <p>(略)</p>

<p>百三 (略)</p>	<p>百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可、認定高度保安実施設置者の認定、認定電気使用者情報利用者等協会の認定又は電気工作物に係る登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) 電気事業法第五十五条の三(認定)の認定高度保安実施設置者の認定(更新の認定を除く。)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p>	<p>百五～百六十 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>認定件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)(抄)

(特定機械等)

第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されることが明らかな場合を除く。)とする。

一 (略)

二 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の適用を受けるものを除く。)

三〇六 (略)

七 ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第三項第十八号において同じ。）の高さが十八メートル以上の建設用リフト（積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。次条第三項第十八号において同じ。）

八 (略)

2 (略)

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第十三条 法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

2 法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されることが明らかな場合を除く。）とする。

一〇二五 (略)

二十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十七 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第七号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

二十八〇三十四 (略)

4・5 (略)

（個別検定を受けるべき機械等）

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されることが明らかな場合を除く。）とする。

一 (略)

二 第二種压力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

三 （略）

四 小型压力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（製造の許可）

第三十七条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

2 （略）

（譲渡等の制限等）

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

（個別検定）

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 6 （略）

別表第二（第四十二条関係）

一 （略）

二 第二種压力容器（第一種压力容器以外の压力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

三 （略）

四 小型压力容器（第一種压力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

五〇十六 (略)

○石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号) (抄)

(第二種事業所の指定の基準)

第三条 (略)

2 前項前段の場合において、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する同項各号に掲げる物質の数量は、次の各号に掲げる物質の種類に応じ当該事業所に係る当該各号に定める数量とするものとし、第四号から第六号までに掲げる物質にあつては、船舶又は車両により貯蔵し、取り扱い、又は処理する数量を除くものとする。

一〇四 (略)

五 高圧ガス以外の可燃性ガス ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物又は電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条第一項第十七号に規定する電気事業者に係る同項第十八号に規定する電気工作物(高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第二条第二項に規定する電気工作物に限る。)若しくは同法第四十七条第一項の認可に係る同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物(同令第二条第二項に規定する電気工作物に限り、同法第三十八条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。)において通常貯蔵し、又は一日に通常取り扱い、若しくは処理する高圧ガス以外の可燃性ガスの温度零度、圧力零パスカルの状態における容積の合計

六 (略)

(都道府県知事への報告等)

第三十九条 (略)

2 法第四十一条第二項の政令で定める行為は、高圧ガス保安法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可(経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)、同法第十一条第三項又は第三十八条第一項の規定による命令、同法第二十条第一項本文に規定する完成検査又は同項ただし書に規定する届出の受理で同法第五条第一項の規定による許可に係るもの、同法第二十条第三項本文に規定する完成検査又は同項第一号若しくは第二号に規定する届出の受理で同法第十四条第一項の規定による許可に係るもの(経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)、同法第二十一条第一項の規定による届出の受理、同法第三十八条第一項の規定による許可の取消し及び同法第三十九条の規定による措置とする。

○石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）※高压ガス保安法等の一部を改正する法律による改正後（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜四 （略）

五 第二種事業所 特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であつて、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして都道府県知事が指定するものをいう。

六〜十 （略）

（都道府県知事への報告等）

第四十一条 （略）

2 都道府県知事は、高压ガス保安法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を前項の市町村長に通知しなければならない。

3 （略）

○石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第三百三十二号）（抄）

（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）

第十六条 法第十五条第一項に規定する政令で定める者は、同項に規定する原油等（当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべきものを除く。

以下この項及び次項において同じ。）を、同条第一項の承認の申請の日の属する月の前月の末日以前六月内の各月（原油等の引取先の石油の精製の用に供する設備その他の施設について高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項（保安検査）又は第三十五条の二（定期自主検査）に規定する保安検査又は定期自主検査その他法律の規定に基づくこれらに類する検査が行われたことにより、原油等を保税地域から引き取らなかつた月を除く。）において保税地域から一回以上引き取つている者とする。

2 法第十五条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、第三号に掲げる事項は、当該原油等が、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可（第二十条第八項及び第十一項において「輸入の許可」という。）を受けたものであることを証する書類又は同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による輸入の許可前における引取りの承認を受けたものであることを証する書類に基づいて記載するもの

とする。

一〇七 (略)

八 申請の日の属する月の前月の末日以前六月内に原油等の保稅地域からの引取りがなかつた月がある場合において、当該引取りがなかつたことが前項に規定する保安検査、定期自主検査その他これらに類する検査が行われたことによるものであるときは、その事実

九〇十三 (略)

三〇八 (略)

○石油石炭稅法（昭和五十三年法律第二十五号）（抄）

（引取りに係る原油等についての課稅標準及び稅額の申告等の特例）

第十五条 關稅法第六条の二第一項第一号（稅額の確定の方式）に規定する申告納稅方式が適用される原油等を保稅地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場合には、次項の規定による申告書をもつて前条第一項の規定による申告書に代えることができる。

二〇六 (略)

○高圧ガス保安法關係手数料令（平成九年政令第二十一号）（抄）

（製造保安責任者試験等に係る手数料の額）

第二条 法第七十三条第一項第八号から第十号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。

（容器検査等に係る手数料の額）

第三条 法第七十三条第一項第十六号に掲げる者、同項第十六号の二に掲げる者（法第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）、法第七十三条第一項第十六号の三から第二十号までに掲げる者、同項第二十号の二に掲げる者（法第五十六条の六の二十二年第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）又は法第七十三条第一項第二十号の三から第二十二号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇八十一（略）  八十二 液化石油ガスの保安の確保及び取の適正化に関する法律第三十七条の三第項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給備の完成検査に関する事務	（略）  1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正に関する法律第三十七条の三第一項の規定に基づく同法第三十六条第一項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	（略）  三万千円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
八十三〇百九（略）	2（略）	（略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）  
 （分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 (略)